

投与期間に上限が設けられている医薬品(平成 29 年 8 月 30 日より)

(平成 18 年 3 月 6 日厚生労働省告示第 107 号)

(平成 28 年 10 月 13 日厚生労働省告示第 365 号)

投与期間の上限	成分名		共和製品の該当品目
14 日分を限度とする 内服薬・外用薬・注射薬	1.麻薬 (麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第一号に規定する麻薬) (30 日分限度の麻薬を除く)	(略)	—
	2.向精神薬 (麻薬及び向精神薬取締法第 2 条第六号に規定する向精神薬) (30 日分・90 日分限度の向精神薬を除く)	セコバルビタール、アモバルビタール、ペンタゾシン、ペントバルビタール、アロバルビタール、クロラゼブ酸、バルビタール、マジンドール、ミダゾラム (医薬品のみを抜粋)	—
	3.新医薬品	—	ビブレッソ徐放錠 50 mg, 徐放錠 150 mg (クエチアピソフマル酸塩)
30 日分を限度とする 内服薬・外用薬・注射薬	1.向精神薬	【内服薬】アルプラゾラム、エスタゾラム、エチゾラム、オキサゾラム、クアゼパム、クロキサゾラム、クロチアゼパム、クロルジアゼポキシド、ゾピクロン、ゾルピデム酒石酸塩、トリアゾラム、ニメタゼパム、ハロキサゾラム、ブラゼパム、フルジアゼパム、フルニトラゼパム、フルラゼパム塩酸塩、プロチゾラム、プロマゼパム、ペモリン、メダゼパム、メチルフェニデート塩酸塩、モダフィニル、ロフラゼブ酸エチル、ロラゼパム、ロルメタゼパム、クロルプロマジン・プロメタジン配合剤、メペンゾラート臭化物・フェノバルビタール配合剤、プロキシフィリン・エドリン配合剤 【注射薬】ブプレノルフィン塩酸塩	エスタゾラム錠 1mg, 錠 2mg「アメル」(エスタゾラム) エチゾラム錠 0.25 mg, 錠 0.5 mg, 1 mg「アメル」(エチゾラム) アルプラゾラム錠 0.4mg, 錠 0.8mg「アメル」(アルプラゾラム) クアゼパム錠 15mg, 錠 20mg「アメル」(クアゼパム) ゾピクロン錠 7.5 mg, 錠 10 mg「アメル」(ゾピクロン) ゾルピデム酒石酸塩錠 5mg, 錠 10mg「アメル」(ゾルピデム酒石酸塩) ダルメートカプセル 15(フルラゼパム塩酸塩) ハルラック錠 0.125mg, 錠 0.25mg(トリアゾラム) フルニトラゼパム錠 1mg, 錠 2mg「アメル」(フルニトラゼパム) プロチゾラム OD 錠 0.25mg, 錠 0.25mg「アメル」(プロチゾラム) レスミット錠 2, 錠 5(メダゼパム)
	2.麻薬	【内服薬】オキシコドン塩酸塩、オキシコドン塩酸塩水和物、コデインリン酸塩、ジヒドロコデインリン酸塩、モルヒネ塩酸塩、モルヒネ硫酸塩 【外用薬】フェンタニル、フェンタニルクエン酸塩、モルヒネ塩酸塩 【注射薬】フェンタニルクエン酸塩、モルヒネ塩酸塩	—
90 日分を限度とする 内服薬	向精神薬 (右欄の成分を含有する内服薬)	ジアゼパム、ニトラゼパム、フェノバルビタール、クロナゼパム、クロバザム、フェニトイン・フェノバルビタール配合剤	ジアゼパム錠 2mg, 錠 5mg, 散 1%「アメル」(ジアゼパム) ベンザリン細粒 1%, 錠 2, 錠 5, 錠 10(ニトラゼパム)

留意事項:

「「療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める揭示事項等」及び「保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等」の実施上の留意事項について」の一部改正について

(平成 24 年 3 月 26 日 厚生労働省保険局医療課長 保医発 0326 第 5 号)

第 10 厚生労働大臣が定める注射薬等(揭示事項等告示第 10 関係)

4 投薬期間に上限が設けられている医薬品

- 投薬量又は投与量が 14 日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、麻薬及び向精神薬取締法(昭和 28 年法律第 14 号)第 2 条第 1 号に規定する麻薬等を定めたものである。
- 投薬量又は投与量が 30 日分を限度とされる内服薬及び外用薬並びに注射薬として、アルプラゾラム等を定めたものである。
- 投与量が 90 日分を限度とされる内服薬として、ジアゼパム等を定めたものである。
- 投与期間に上限が設けられている麻薬又は向精神薬の処方、薬物依存症候群の有無等、患者の病状や疾患の兆候に十分注意した上で、病状が安定し、その変化が予測できる患者に限って行うものとする。
そのほか、当該医薬品の処方に当たっては、当該患者に既に処方した医薬品の残量及び他の医療機関における同一医薬品の重複処方の有無について患者に確認し、診療録に記載するものとする。